

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社バイオビズ(以下「バイオビズ」という)と本製品のご使用者(以下「お客様」という)は、本契約書とともにご提供するソフトウェア(以下「本ソフトウェア」という)について次の通り合意します。本ソフトウェアおよびマニュアル、その他本製品に含まれている全ての情報の著作権は、バイオビズに帰属します。

第1条(使用条件)

バイオビズは、本製品1ライセンスにつきバイオビズが定める動作環境に記載するオペレーティングシステムが稼動するコンピュータ1台に、本ソフトウェアをインストールして使用することを許諾いたします。ただしお客様は本製品をPCサーバー上へインストール、または保存し、クライアントPCから使用することは出来ません。

第2条(禁止事項)

お客様が、以下の各号の行為を行うことは禁止いたします。

- ①本ソフトウェアをバックアップの目的以外で複製すること。
- ②本ソフトウェアの改造・改変・結合・リバースエンジニアリング(逆アセンブル等)・解析・翻訳・分解模倣・派生品の作成等。
- ③本ソフトウェアを第三者へ再使用許諾すること。
- ④本ソフトウェアまたは複製物(本条第1号の目的で複製したか否かを問わない)を譲渡すること。
- ⑤本ソフトウェアまたは複製物(本条第1号の目的で複製したか否かを問わない)を貸与・レンタルに類する行為、または中古取引をすること。
- ⑥本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること。

第3条(損害賠償)

お客様が、第2条に違反して本ソフトウェアの複製または譲渡、貸与等を行った場合、バイオビズはお客様に対し、損害賠償請求できるものとします。

第4条(サポート期間)

- 1.本契約はお客様が本ソフトウェアを使用した時点から、1年間に限り効力を有するものとします。
- 2.お客様が、本文のいずれかの条項に違反した場合、またはバイオビズの著作権その他の知的所有権を侵害した場合には、バイオビズはお客様への使用許諾を解除することができます。
- 3.前項によりお客様の使用許諾が解除された場合には、本製品をすみやかにアンインストールし、CD-ROM等の記録媒体を破壊するか、お客様のご負担でバイオビズに返却するものとします。(バイオビズの指示があればこれに従うものとします)。

第5条(サポート範囲)

- 1.バイオビズは、お客様がユーザー登録をした場合に限り、本ソフトウェアに関するバイオビズ所定の製品サポートを提供します。製品サポートとは、
 - ①電話・メール・リモートソフトによるお問い合わせへの回答、
 - ②ソフトウェアのバージョンアップ版の提供(有償または無償)。
 - ③新製品・新機能情報の提供。
 - ④本ソフトウェアまたはマニュアルの物理的欠陥品の交換とします。
- 2.バイオビズは、前条第1項により弊社が定める期間満了まで、お客様が本ソフトウェアを使用できるよう最大限の努力をします。ただしやむを得ない事由により、当該期間満了前にお客様が本ソフトウェアを使用できなくなった場合、バイオビズはその責任を負いません。

第6条(免責)

- 1.バイオビズは、本ソフトウェアまたはマニュアルによって生じた直接的・間接的・異例的・偶発的・必然的損害に対して一切の責任を負いません。そのような損害には、利益の損失、プログラムあるいはデータの損失などが含まれます
- 2.バイオビズはお客様またはその他の第三者に損害賠償責任を負う場合には、どのような場合でも、損害額の上限は本ソフトウェアの購入価格とします。

第7条(管轄裁判所)

本ソフトウェアおよび本文に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上